経営者のための
銀行交渉術と最新税務情報

第 148 号　令和 7 年 3 月 18 日（火）

発行　税理士法人 KJ グループ
〒536-0006
大阪市城東区野江 4 丁目 11 番 6 号
TEL：(06) 6930-6388
FAX：(06) 6930-6389

■改正後の賃上げ促進税制■

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度の賃上げ促進税制は、「(1)全法人(大企業)向け」「(2)特定法人(中堅企業)向け」「(3)中小企業者等向け」に区分されることになりました。令和 7 年 3 月期から改正後の賃上げ促進税制が適用される法人が多いと思われますが、その区分に応じた要件の確認、対応が必要となります。

(1)子育てとの両立支援、女性活躍支援に関する要件

子育てと仕事の両立支援、女性活躍支援につき、下記①②の各区分に応じて○が付されている厚生労働大臣の認定を受けている場合には、税額控除割合に 5%を加算することができます。認定内容に応じて要件を満たさない場合もあることにご注意ください。

① 子育てとの両立支援

	旧くるみん トライくるみん トライくるみんプラス	くるみん くるみんプラス	プラチナくるみん プラチナくるみんプラス
全法人向け	×	×	○
特定法人向け	×	×	○
中小企業者等向け	×	○	○

② 女性活躍支援

	えるぼし (1 段階目)	えるぼし (2 段階目)	えるぼし (3 段階目)	プラチナえるぼし
全法人向け	×	×	×	○
特定法人向け	×	×	○	○
中小企業者等向け	×	○	○	○

(2)中小企業者等向けの繰越税額控除制度

繰越税額控除制度の適用を受けるための要件は次の通りです。

① 繰越税額控除制度を適用する事業年度において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を 超えること
② 中小企業者等向けの措置の税額控除制度の適用を受けた事業年度（中小企業者等向けの措置の税額控除制度の要件を満たす賃上げを実施した事業年度の調整前法人税額が 0 であって、税額控除額が生じない事業年度を含みます。）以後の各事業年度（繰越税額控除制度の適用を受けない事業年度 を含みます。）の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書を添付していること
③ 繰越税額控除制度の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に繰越税額控除制度の適用の 対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載し た書類を添付していること

税額控除額は「法人税額×20%」が上限とされていますが、法人税額が生じた事業年度において税額控除額がその上限を超える場合だけでなく、法人税額が生じない（所得金額がマイナスとなる等）場合においても、その後において繰越税額控除制度の適用を受けようとする場合には、確定申告書に繰越税額控除に関する明細書の添付が必要になるものと思われます。

(出典 税務懇話会)